

## 令和3年度名古屋市教育委員会第46号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について

### 1 改正理由・内容

- (1) 業務の民間委託に伴い、指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者の勤務時間の特例等を廃止します。
- (2) 令和4年度の組織改正に伴い、新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、児童生徒の支援体制の調査研究に関する業務に従事する再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等を定めます。
- (3) その他組織改正に伴う規定の整理を行います。

### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

### 3 規則案・新旧対照

別紙のとおり



(案)

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則(平成23年名古屋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども応援委員会制度担当部」を「新しい学校づくり推進部」に改め、同表指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者の項を削る。

別表第2 教務部学事課に所属する職員のうち、就学援助及び就学奨励に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、児童生徒の支援体制の調査	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。		

研究に関する業務に従事する者	D	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	
----------------	---	---------------------------------	---------------	--

別表第2中「子ども応援委員会制度担当部」を「新しい学校づくり推進部」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則  
(抜すい)

改 正 案				現 行			
別表第1 (第2条第1項関係)				別表第1 (第2条第1項関係)			
職員の 範囲	勤務時間の割 振り	休憩時間	週休日	職員の 範囲	勤務時間の割 振り	休憩時間	週休日
<u>新しい</u> <u>学校づ</u> <u>くり推</u> <u>進部子</u> ども応 援室に 所属す る指導 主事(中 学校に 勤務す ることが ある者 に限る。)	(略)			<u>子ども</u> <u>応援委</u> <u>員会制</u> <u>度担当</u> <u>部子ど</u> も応援 室に所 属する 指導主 事(中 学校に 勤務す ることが ある者 に限る。)	(略)		
<u>新しい</u> <u>学校づ</u> <u>くり推</u> <u>進部子</u> ども応 援室に 所属す る指導 主事(高 等学校 に勤務 することが ある者 に限る。)	(略)			<u>子ども</u> <u>応援委</u> <u>員会制</u> <u>度担当</u> <u>部子ど</u> も応援 室に所 属する 指導主 事(高 等学校 に勤務 することが ある者 に限る。)	(略)		

--	--	--	--

<u>指導部 指導室 に所属 する職 員のう ち、個 別最適 化され た学び の推進 に關す る業務 に従事 する者</u>	A	<u>1日に ついて午 前8時15 分から午 後4時45 分までの 間におい て7時間 45分とす る。</u>	<u>1日に ついて45 分とする。</u>	<u>日曜 日及び 土曜日 とする。</u>
	B	<u>1日に ついて午 前8時45 分から午 後5時30 分までの 間におい て7時間 45分とす る。</u>	<u>1日に ついて1 時間とす る。</u>	

備考 新しい学校づくり推進部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について新しい学校づくり推進部子ども応援室長が定める。

備考 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。

別表第2（第2条第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
(略)			
教務部 学事課 に所属 する職 員のう ち、就 学援助	(略)		
及び就 学奨励 に關す			

別表第2（第2条第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
(略)			
教務部 学事課 に所属 する職 員のう ち、就 学援助	(略)		
及び就 学奨励 に關す			

る業務に従事する者					る業務に従事する者		
<u>新しい学校づくり推進部</u> <u>新しい学校づくり推進室</u> に所属する職員のうち、 <u>児童生徒の支援体制の調査研究に関する業務に従事する者</u>	A	<u>1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。</u>	<u>1日について1時間とする。</u>	<u>日曜日及び土曜日とする。</u>			
	B	<u>1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。</u>					
	C	<u>1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。</u>					
	D	<u>1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。</u>	<u>1日について1時間とする。</u>				
<u>新しい学校づくり推進部</u> 子ども応援室に所属する職員のうち、 <u>子ども</u>	(略)				<u>子ども応援委員会制度担当</u> 子ども応援室に所属する職員のうち、	(略)	

応援委員会の運営に関する業務に従事する者

(略)

子ども応援委員会の運営に関する業務に従事する者

(略)